

学校感染症 登校許可証明書

生徒氏名 _____ (年 組 番)

診断名 _____

上記の生徒は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から頭書の疾病で療養中のところ、

軽快したので 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登校してよい事を証明する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関

医師氏名 _____ 印

※医療機関で書いていただけない場合は、疾病がわかるもの（おくすり手帳等）をコピーして添付してください。（その際は、上記記載欄に、保護者の方が代筆・押印をお願いします。）

学校保健安全法施行規則

感染症の種類		出席停止期間の基準
第二種感染症	インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ／細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス／流行性角結膜炎	
	パラチフス／急性出血性結膜炎	
	<その他の感染症>	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。
	溶連菌感染症／手足口病	
	A型肝炎／B型肝炎／感染性胃腸炎	
伝染性紅斑／ヘルパンギーナ		
マイコプラズマ感染症 など		

出席停止期間（担任記入）	担任	保健室	教務
<input type="checkbox"/> 上記記載期間の通り			
<input type="checkbox"/> 上記記載期間と異なる ※以下に記入			
月 日 () ~ 月 日 ()	月 日		
備考			